**副業・兼業規程**

(目的)

第1条　この規程は、○○株式会社 (以下「会社」 という。)の就業規則第○条に基づき、 従業員が 副業・兼業する場合の必要な事項について定めるものである。

（適用範囲）

第2条　本規程は、就業規則〇〇条で定める従業員に適用する。

（副業・兼業）

第3条　従業員は、勤務時間外において他の会社の業務等に従事することができる。

（副業・兼業の届出）

第4条　従業員は、前条の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行わなければならない。

2　前項の届出内容に変更が生じた場合は、改めて会社に届け出なければならない。

（副業・兼業の制限）

第5条　第3条の業務が次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

① 労務提供上の支障がある場合

② 業務上の秘密が漏洩する場合

③ 会社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合

④ 競業により企業の利益を害する場合

⑤ 会社の従業員として従事することが不適当である場合

2　第1項の各号に該当するか否かについては、諸般の事情を総合的に考慮して判断するものとする。

本規程は、令和○年○月○日より施行する。